

# 沼田町子どもの読書活動推進計画

平成28年2月

沼田町教育委員会

## 目 次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって             | 2  |
| 1. 子どもの読書活動の意義             | 2  |
| 2. 子どもの読書推進計画とは            | 2  |
| 3. 計画策定の趣旨                 | 2  |
| 4. 計画の位置づけ                 | 3  |
| 第2章 計画の概要                  | 4  |
| 1. 計画の基本方針                 | 4  |
| 2. 計画の期間                   | 4  |
| 3. 計画の目標                   | 4  |
| 第3章 子どもの読書活動の推進            | 5  |
| 1. 現状と課題                   | 5  |
| 2. 図書館における読書活動の推進          | 5  |
| 3. 認定こども園、小中学校における読書活動の推進  | 6  |
| 4. 地域、家庭における読書活動の推進        | 6  |
| 第4章 課題となる部分                | 8  |
| 1. 図書館の課題                  | 8  |
| 2. 認定こども園（保育園、幼稚園）、小中学校の課題 | 8  |
| 3. 地域、家庭の課題                | 8  |
| 第5章 読書活動推進のためのこれからの取り組み    | 9  |
| 1. 施策の体系                   | 9  |
| 参考資料                       | 12 |

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 子どもの読書活動の意義

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（『子どもの読書活動の推進に関する法律』第二条）であり、社会全体でその推進を図っていく必要がある。

平成17年に「文字・活字文化振興法」が制定された後、平成19年には「学校教育法」が一部改正され、義務教育の目標に関する規定の中に、「読書に親しませ」という文言が新たに盛り込まれた。その後実施となった新しい幼稚園教育要領や保育所保育指針では、絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうこと、また、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の新しい学習指導要領では、学校図書館の利活用を図り、読書活動を充実することが明記されている。

### 2. 子どもの読書活動推進計画とは

この計画の目的は、平成13年に成立した子どもの読書活動の推進に関する法律によると“子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの健やかな成長に資すること”である。

地方公共団体は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう積極的に環境の整備を行うことが必要であり、また子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものとするためにも読書活動の推進に取り組んでいかなければならない。

この計画は、地方公共団体だけが努力するものではなく、父母その他の保護者も子どもの読書活動の機会の実施、及び読書活動の習慣化に積極的に取り組んでいくことを目指している。

### 3. 計画策定の趣旨

本町の子どもの読書率は全道と比較しても高いものとはいえず、また子どもを取り巻く読書環境は整った環境を生かす方策が急務となっている。小学校で行った読書アンケート調査などをみても「1日に30分以上読書をする児童生徒の割合」は各学年50%を超えておらず、読書率の低さが見られる。

沼田町では、家庭・地域、図書館、学校等それぞれで、子どもの読書活動を

推進するための環境を整備してきた。一定の成果は見られるものの、未だに読書時間が少なく本への関心の低さが見られる。

そこで、図書館、認定こども園、小・中学校、家庭・地域等の読書環境の整備にあたって、それぞれが抱えている課題を全体で共有し、課題を解決し読書活動の推進に向けて連携していくことが重要となる。

本計画を通し、子どもが本と出会うことで豊かな人間性を育むことができるように、環境の整備に当たる必要がある。

#### 4. 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき作成する計画である。

また「沼田町第5次総合計画」③教育環境に優れたまちづくりの追及の中の2. 生涯学習の基礎づくり・3. 多様な学習活動の推進についてと、また「沼田町総合教育計画」の個別目標1『知育・徳育・体育のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の形成』展開方策②“子どもたちの「豊かな心」の育成”の性格を持つものであり、両計画との整合を図る。

## 第2章 計画の概要

### 1. 計画の基本方針

読書活動を行う子どもが減少している状況から、まず本に親しみ・本を楽しむことを覚えることができるような働きかけが必要である。

また「大人が変われば子どもも変わる」という言葉があるように、子どもの読書活動をより充実させていくためには、保護者をはじめとする地域住民が子どもの読書活動に積極的に関わることが求められている。

本に触れ親しむことができる環境を整えること、地域・家庭への読書の大切さを伝えていくことなど、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備」を推進していく。

### 2. 計画の期間

この計画は、平成28年度から平成32年度までの5カ年とする。

なお、この計画の推進状況については、教育委員会及び社会教育委員会会議に報告し、その意見等を踏まえて、次年度以降の効果的・計画的な事業の推進に努める。

### 3. 計画の目標

計画の基本方針に基づき、沼田町では次の観点から子どもの読書活動の推進に取り組むこととする。

- ・本に親しむ機会の提供
- ・読書をする習慣を身につけることができるような環境づくり
- ・家庭や学校、各関係機関と連携した読書活動の推進

なお、「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、「子ども」とはおおむね18歳以下のものをいうため、本計画でも「子ども」の定義はこれに準じることとする。

## 第3章 子どもの読書活動の推進

### 1. 現状と課題

本町では平成16年度から、親子が絵本を仲立ちに心を触れ合う時間を持つことができるよう支援することを目的とした「ハローブック」(ブックスタート)事業により長年愛されてきた絵本の配布を行ってきた。開始当時の子ども達も現在では小学校6年生(11歳)に成長している。また、図書館ボランティアによるイベントでの人形劇や絵本の読み聞かせ、図書館での各種事業や移動図書など子どもの読書活動の推進に努めている。

保育園、幼稚園では絵本の読み聞かせを積極的に行っており、また学校でも「朝読」を行ったり、昼休みに司書による読み聞かせを行うなど、様々なかたちで読書活動の推進を行っている。

しかし、少年団活動や部活動、また近年における多様なメディアなど、子どもを取り巻く環境は多様化しており、また少子化もあり絵本や児童書の貸出冊数は減少傾向にある。

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、読解力や想像力・知識の向上にも極めて有効である。保護者が家庭で子どもと一緒に読書をする・また読書のための環境を整えていくことは、読書活動の習慣化に繋がると考えられる。

今後は、絵本・児童書の計画的な整備を進めるとともに、各関係機関と連携し、子どもの読書活動に関する情報提供や各家庭への啓発を図り、子どもの読書活動を推進させる取り組みを行っていく。

### 2. 図書館における読書活動の推進

#### (1) 図書館の役割

図書館は、地域における子どもの読書活動の推進について、中核的な役割を担っている。子どもたちが読みたい本を自由に選択し、読書の楽しさや学ぶ喜びを得ることができるよう環境を整備しており、また各関係機関や団体との連携協力による取り組みを行う。

#### ア. 図書館における環境整備

- ・乳幼児・児童生徒用の新しい書籍の購入

年齢に応じた絵本や、子どもの興味の幅を広げる本、学校の授業等で使用することができる本など用途別に幅広く選書し購入する。

- ・幼稚園、小中学校への本の提供(移動図書、読み聞かせ等)

子ども達が色々な本を手にとることができるよう努め、また読み聞かせや

ブックトークなどを行い本への興味を引き出す

イ. 図書館における子ども達へのサービスの充実

- ・子どもが本に触れ学ぶことができる機会の提供  
子どもの本への興味を引き出すために読み聞かせや季節の工作などを行う
- ・乳幼児健診時のブックスタート  
親子が絵本を仲立ちに心に触れ合う時間を持つことができるよう支援する

3. 認定こども園、小中学校における読書活動の推進

(1) 認定こども園、小中学校の役割

認定こども園では、幼児が絵本や物語などに親しんでいくきっかけとなる大切な時期であるため、読み聞かせを行い、読み聞かせの大切さを保護者に啓発したり、また未就園児への支援をすることにより、子どもが読書の楽しさに出会える環境を整えていく。

学校は、子どもの読書習慣を形成していくうえで大きな役割を担っている。朝読や学級文庫の設置などを行うことにより、児童生徒の読書意欲の向上を図る。また、学校図書館は、児童生徒の学びを支援するとともに、自由な読書を保障する場として重要な位置を占めている。読書環境の整備、児童生徒の読書活動の促進、保護者や地域との連携や広報などを行うことによって図書スペース及び図書室（以下、学校図書室という）の充実を図る。

ア. 認定こども園での取り組み

- ・絵本の読み聞かせ  
園児へ本への興味を持ってもらう、また読書の楽しさを伝える

イ. 小中学校での取り組み

- ・小学校：年6回昼休みに読み聞かせ（1～3年生対象）  
児童へ本に興味を持ってもらい、また新しい本に出会う機会を提供する
- ・小学校：図書館司書が行う読み聞かせ（月1回）  
児童へ本に興味を持ってもらい、また新しい本に出会う機会を提供する
- ・中学校：朝読活動  
読書本来の楽しみを体験させることを目的とする。

4. 地域、家庭における読書活動の推進

(1) 地域、家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活

の中に位置づけられ継続して行われる必要がある。地域や保護者が積極的に、子どもが読書に親しむきっかけを作ったり、読書の習慣づけを図ったり、読書への興味や関心をひきだすように子どもに働きかけることが望まれる。

ア. 地域、家庭での取り組み

・家読活動

家族で本を読むことでコミュニケーションを取ることを目的とする

・図書館の活用

図書館で開催されている各種行事に参加し、図書館を活用することを目的とする



## 第4章 課題となる部分

図書館、認定こども園、学校とそれぞれ子どもへ読書をすすめるための活動を行っているところだが、図書館事業であるおはなし会などは定例のイベントとしてしか機能しておらず成果や効果が目に見える形になっていないのが現状である。

また、図書館と各機関との連携が十分にとれていないため、各機関それぞれの活動で終わっている。

今後は、以下の課題となる部分を念頭に置きながら読書活動の推進に向けて活動していくことが求められている。

### 1. 図書館の課題

- ・おはなし会の参加者の減少
- ・図書館来館者の減少
- ・障害者差別解消法の制定による『合理的配慮の提供』（建築物のバリアフリー化や情報アクセシビリティの向上など）

### 2. 認定こども園（保育園、幼稚園）、小中学校の課題

- ・一人当たりの読書量の増加
- ・図書室の環境整備
- ・図書室の活用
- ・学校と図書館との連携

### 3. 地域、家庭の課題

- ・家での読書環境（本を読む環境が整っているか）
- ・図書館の活用方法

## 第5章 読書活動推進のためのこれからの取り組み

### 1. 施策の体系

| 分野                   | 取組区分                 | 読書活動推進のための取り組み   |
|----------------------|----------------------|--|
| 図書館における<br>読書活動の推進   | 図書館における環境整備          | ①新しい書籍の購入<br>②認定こども園、小・中学校への本の提供                             |
|                      | 図書館における子ども達へのサービスの充実 | ③子ども向け事業の充実<br>④ブックスタートの推進<br>⑤パスファインダーの作成<br>⑥地域の関係機関との連携強化 |
| 学校等における<br>読書活動の推進   | 認定こども園<br>(保育園・幼稚園)  | ①読み聞かせの実施<br>②保護者への啓発  |
|                      | 小・中学校                | ①学校図書館の蔵書の充実<br>②読書活動の推進<br>③学校図書室の環境整備<br>④学校と図書館との連携       |
| 地域・家庭における<br>読書活動の推進 | 地域                   | ①保護者への啓発<br>②読み聞かせ等、啓発のためのイベントの企画運営                          |
|                      | 家庭                   | ①保護者への啓発および読書のきっかけづくりの推進<br>(PTA、一貫・連携教育推進協議会 家庭地域部会との連携)    |

現在の子どもを取り巻く状況なども踏まえ、子どもが本に触れあう時間を積極的につくっていくよう努めなくてはいけない。そのためには、図書館、各機関、地域・家庭それぞれの活動を今後も積極的に進めていく必要がある。

読書環境を整え既存で行っていることは継続しながらも、新しいことに挑戦し、今まで以上に本と触れあうきっかけをつくっていくことが必要であると考ええる。

#### (1) 図書館での推進の方向

- ①障がいをもつ方へ図書などの情報の提供、また手に取りやすい本の購入  
様々な障がいについての理解を深める本、また点字がついている本などを積極的に購入する
- ①小・中学校の授業で使うことのできる本の購入  
教科書に載っている本、また教科書で紹介された本を積極的に購入し、小・中学校へ提供する
- ②いつでも本に触れることができる環境づくり  
展示や移動図書など図書館以外でも本に触れることができるようにする
- ③図書館外での読み聞かせ会などを積極的に行っていく  
現在も行っている小学校・学童での読み聞かせのほか、認定こども園などでも読み聞かせの機会をつくっていく
- ④乳幼児を持つ親に絵本を勧める  
乳幼児健診などでブックスタートなどを行い、絵本を読むことでどのような成長を促すかなど保護者へ直接伝える
- ⑤学校の調べ学習などでも使用できるようなパスファインダーの作成  
学校での調べ学習の参考になるようパスファインダー（あるテーマに関する資料や情報を探すための手順を簡単にまとめたもの）を作成し、小中学校へ配布する
- ⑥認定こども園、小・中学校との連携の強化  
認定こども園や小・中学校での読み聞かせ、また授業等を行う

#### (2) 認定こども園での推進の方向

- ①現在行っていることをベースに、読み聞かせ等継続して行っていく  
お昼寝前の読み聞かせなどこれからも継続して行い、子どもが本に興味を持つよう絵本を勧めていく
- ②保護者への呼びかけを積極的に行っていく  
子どもの成長にとっても絵本はいいものであることを知ってもらえるように、お便りなどで保護者へ伝えていく

### (3) 小学校、中学校での推進の方向

#### ①学校図書室の蔵書を充実させる

授業で使う本や先生が子どもに勧めたい本を中心に蔵書を増やし、児童生徒の読書への興味につなげる

#### ②子どもが本に興味を持てるような活動を積極的に行っていく

図書委員会などでおすすめの本の紹介を行ったり、ブックカードなどを使用し自分が読んだ本の総数がわかるようにして読書意欲の向上に繋げるような活動をしていく

#### ③学校図書室を活用し、落ち着いて本を読むことができる時間をつくる

朝学習の時間を活用して朝読を行ったり、休み時間など学校図書室を使ってゆっくり本を読むことができるよう環境整備をする

#### ③学校図書室を利用しやすいよう本の配置などを再検討する

現在の蔵書配置でよいのか再検討し、使いにくければ本の配置を変更する

#### ④図書館と連携していき、本に親しんでもらえるよう取り組んでいく

小学1年生～中学3年生までの各学年、年1回を目途に読書に係る授業などの取り組みを行っていく

### (4) 地域、家庭における推進の方向

#### ①親子で本について話す時間を設けられるよう取り組みを推進していく

PTA や一貫・連携教育推進協議会 家庭地域部会などの場を通して、保護者へ子どもたちの読書の大切さについて伝える

#### ②町内会などを通じて、本に触れることができる機会を積極的に作っていく

町内会で読書に関わるような催しなどを行う

#### ②社会教育事業を通じて、本に親しむことができる機会を積極的に作っていく

子ども交流広場などの社会教育事業を通じて、本に親しみ、また読書する機会をつくれるよう活動していく

## 参考資料

### ●策定の経緯

平成27年

12月 2日 沼田町こどもの読書活動推進計画策定委員会設置

12月17日 第1回 策定委員会

平成28年

1月15日 第2回 策定委員会

2月 2日 第3回 策定委員会

### ●策定委員会委員

三國 豊子（沼田保育園 保育士）

東峰 未佳（沼田幼稚園 教諭）

伊林 あけみ（沼田小学校 教諭）

村上 宜寛（沼田中学校 教諭）

長田 幸盛（沼田町図書館ボランティア）

平木 恵子（沼田町図書館ボランティア）

篠原 暁（沼田町教育委員会 主幹）

菊池 詩織（沼田町図書館 司書）